

令和 8 年度 介護職員等処遇改善計画書

(処遇改善手当・特定処遇改善手当・ベースアップ加算手当) 令和 8 年 4 月 1 日

【共通】

適用部署	*介護付有料老人ホーム春日苑 *サービス付き高齢者向け住宅春陽 *訪問介護事業所はるひ
備考	*全てにおいて本部施設長の承認が必要であり、記載のないものは本部施設長の判断に委ねる *全ての手当において、給与明細書では「処遇改善手当」に表記される *基準を満たさない場合は降格または対象外とすることができる *基本は年間計画ではあるが、必要に応じて計画を変更することがある。

【処遇改善手当】*対象職種:介護職員および介護業務を兼務する者

項目		対象者	条件	
処遇Ⅰ	B	3.5	正社員	*処遇Ⅰ-Aに該当し、救急搬送やリスクマネジメントなど適切な対応や指示ができ、チームを指導・牽引できる者
	A	2.0	正社員 パート	*月 4 回以上の夜勤を含む全ての勤務に入り、業務の責任を果たしている者 *シフト作成に制限のない者(パートは契約通りに入ることが条件)
処遇Ⅱ	B	2.5	正社員	*処遇Ⅱ-Aに該当し、救急搬送やリスクマネジメントなど適切な対応や指示ができ、チームを牽引できる者
	A	1.5	正社員 パート	*フルタイム勤務で、生活相談員及び介護支援専門員、看護師等が介護業務を兼務し、業務の責任を果たしている者。 *週 32 時間以上の勤務で早出且つ遅出に入り、業務の責任を果たしている者 *シフト作成に制限のない者(パートは契約通りに入ることが条件)
処遇Ⅲ	B	1.0	パート	*週 30 時間以上の勤務で、処遇Ⅰ・Ⅱ以外の者
	A	0.5	パート	*週 30 時間未満の勤務で、処遇Ⅰ・Ⅱ以外の者

【特定処遇改善手当】*対象職種:介護職員

項目		対象者	条件
特定Ⅰ	2.5	正社員・パート	介護福祉士有資格を有し、1日付で勤続 10 年以上となる者
特定Ⅱ	2.0	正社員・パート	介護福祉士有資格を有し、1日付で勤続 5 年以上となる者
特定Ⅲ	1.5	正社員・パート	介護福祉士有資格を有し、1日付で勤続 5 年未満の者
特定Ⅳ	0.1	正社員	初任者研修及び実務者研修の資格を有する者

【ベースアップ加算手当】*対象職種:全ての職種

対象者		条件
正社員 パート	1.0	*正社員は無条件 *パートはフルタイム勤務且つシフト作成に制限のない者

今年度より、処遇改善計画が大幅に変更となります。

毎月支給される処遇改善加算額により算定するため、稼働率及び加算額によって支給額が大きく変動します。

対象者も雇用形態・職種・保有資格・勤続年数により変わりますので、ご了承下さい。

【計算方法】処遇改善加算額から社会保険料等を控除→その原資を全職員ポイントで割り 1 ポイントあたりの単価を算出→

単価に各自ポイントを乗じて、手当金額を算出